

1. ヤングケアラーに関する現状

【ヤングケアラーとは】

大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学校にいけなかったり、友達と遊ぶ時間がないなど、本来守られるべき子どもの権利が侵害されている子ども。家族の状況を知られることが恥ずかしい、家族のケアをすることを当然と感じているなど、本人自身にその自覚がない、あっても言い出しにくいなど表面化しにくく、周囲の大人も気づかない状況。

(「ヤングケアラーの実態に関する調査研究(R3.3)」国調査結果より)

- 公立中高生の実態
 - ・世話をしている家族がいる 中学2年生 5.7% (約17人に1人)、高校2年生 4.1% (約24人に1人)
 - ・ヤングケアラーと自覚している 中学2年生 1.8%、高校2年生 2.3%
- 子どもを支援している機関の認知度 (「要保護児童対策地域協議会に対する2019調査」国調査結果より)
 - ・ヤングケアラーという概念の認識 認識している 46.7%、認識していない 25.0%
 - ・ヤングケアラーの実態把握 把握している 30.1%、把握していない 27.7%

【県の施策の方向性】

ヤングケアラーを早期に発見し適切に支援するため、第一義的に子どもやその家庭と接する児童福祉・教育・介護・障がい分野の担当者がヤングケアラーの定義と求められる役割を理解し、関係者間で連携体制を整えるとともに、地域のNPO法人等を含めた社会全体での取組を推進。

2. 奈良県の取組分野

(1) 早期発見・把握

- ① ヤングケアラーと接する機会がある人を幅広く対象とするヤングケアラー支援者養成研修等の実施
〔福祉関係者〕 介護支援専門員、相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー、市町村社協、市町村要対協、子ども家庭総合支援拠点 等
〔教育関係者〕 教職員、スクールソーシャルワーカー 等
〔民間団体等〕 こども食堂ネットワーク、民生・児童委員、自治会 等
- ② 本県のヤングケアラー等に関する実態調査

(2) 相談・支援

- ① スクールソーシャルワーカー等を活用した相談体制の充実
- ② 福祉・介護サービス等支援につなげる窓口の明確化・周知
- ③ NPO等と連携したヤングケアラーの学習支援や悩みを相談できる場づくり
- ④ ヤングケアラーを支援する民間活動団体の発掘・周知

(3) 社会的認知度の向上

- ① 地域住民への広報、啓発
- ② SNS等を活用した情報発信や学校等でのリーフレットの配付

3. 奈良県の推進体制

「ヤングケアラー支援に向けた連携会議」の設置【R3.6.3設置】

関係課：こども・女性局こども家庭課（事務局）

文化・教育・くらし創造部教育振興課

福祉医療部地域福祉課、障害福祉課、医療・介護保険局地域包括ケア推進室、

教育委員会学校教育課、教育研究所

取組内容 各関係課における課題や対応状況の共有、ヤングケアラー支援に係る取組の検討